

令和5年7月28日

鹿児島県車体組合
関係者 各位 様

鹿児島県自動車車体整備協同組合
教育委員長 福倉 実

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育 (電気自動車、ハイブリッド車などの整備作業従事者)

電気自動車、ハイブリッド自動車などの整備作業に係わる者は、労働安全衛生規則第36条第4号及び安全衛生特別教育規程第6条に基づき、低圧電気取扱主特別教育とは別に新たに規定された『電気自動車等の整備の業務等に係る特別教育』を修了しも者でなければ、当該整備作業に就くことが出来なくなっています。よって 当該整備に関する特別教育を下記内容で開催いたします。

- 日時 令和5年9月10日(日) 10時～15時まで (受付 9:00)
- 会場 鹿児島トヨペット(株)伊敷支店内 教育センター ※ 駐車場は別途案内します
鹿児島市伊敷8丁目2-1 ☎099-220-4111
- 受講資格 車体整備資格取得者若しくは3級自動車整備資格取得者以上
- 受講料 5,000円/人 (昼食代・教材費を含む)
- その他 講習修了後に修了証書を発行致します。

※ 受講申込者は記載内容(氏名・住所・生年月日)を必ずご記入ください。

FAX: 099-261-8535 組合事務所

受講申込締切り 8月25日(木)まで 定員30名(受付先着順)

電気自動車整備の業務等に係る特別教育受講申込

事業者名		
参加者名	参加者の現住所	生年月日

※ご提供いただいた個人情報の取扱いについては、修了証書管理記録以外には使用いたしません。